中予サッカーリーグ規約

2018年　3月18日　改正
2017年　3月19日　改正
2016年　3月　1日　改正
2014年　3月　1日　改正
2013年　8月20日　改正
2013年　2月19日　改正
2012年　2月23日　改正（18条9）
2011年　8月22日　改正（3条4～6）
2011年　3月20日　改正（15条）
2011年　3月　5日　改正
2011年　8月22日　改正
2011年　2月20日　改正
2010年　2月15日　改正
2008年　1月12日　改正
2007年　3月　2日　改正
2006年　3月　2日　改正

第１条　中予サッカーリーグの設置及び目的並びに役員等

１　中予地区のサッカー競技の普及のため、サッカーを愛する高校生以上の者で中予サッカーリーグ（以下「中予リーグ」と称する。）を設置し、本規約及び審判担当要領に従って効率的な運営を行う。

２　中予リーグに事務局長、副事務局長、各部事務局、広報委員長、審判委員長、規約委員長及び会計を置く。ただし、必要に応じ、専門的な役員を置くことができる。

３　中予リーグの事務所は、事務局長の自宅又は事務局長の勤務先に置く。

４　役員の任期は、原則として２年とし、再任は妨げない。ただし、各部事務局にあっては、所属する部が変わった場合に限り、任期を１年とすることができる。

５　前項に規定する２年の任期の満了により役員を退任しようとする場合は、事務局長に前年の12月31日までに報告しなければならない。

６　役員の選出に当たっては、次項に定める各部事務局を除き、全てのチームから知識及び経験の有無を考慮して選考するものとする。

７　各部事務局については、原則として代表者会議で選考することとし、推薦又は他薦で選考ができない場合には、前年度に各部の４位のチームから選考するものとする。ただし、同一チームで役員が数名となる等の事情が生じる場合は、この限りでない。

第２条　加盟チームの要件

１　中予リーグに加盟するチームは、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) チーム代表者及び事務局の所在地が、中予地区内にあること。

(2) 公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本サッカー協会」という。）の第１種登録チームであること。

(3) 資格を有する審判員が６名以上いること。ただし、そのうち３名以上は、３級以上であること。

(4) フィールドプレーヤー及びゴールキーパーともに、色彩の異なるユニフォームを２

種類以上揃えていること。

(5) 登録する選手が18名以上いること。

２　既に加入しているチームにあっても、前項に掲げる要件のいずれかが欠けた場合は、除名する。

３　新規加入に関する要件は、別に定める。

第３条　チームの加盟登録及び登録料

１　各年度のチームの加盟登録は、決められた期日までに、「中予サッカーリーグ加盟登録票」（以下「加盟登録票」という。）、日本サッカー協会の Web 登録サイト（以下「Kick off」という。）から出力したチーム情報及び「審判登録票」を所属する部の各チーム及び第１条第２項に規定する全ての役員へ電子メールで送信し、又は郵送しなければならない。

２　新規の登録者は、加盟登録票の「ＩＤ番号」欄に「新規登録中」と記載すること。

３　中予リーグへの登録料は、１チーム当たり年間65,000円とする。ただし、突発的な事情により、追加の徴収をすることがある。

４　加盟登録票の内容（代表者、ユニフォームの色彩等）に変更が生じた場合は、速やかに、変更箇所を朱書きするとともに、欄外に当該変更内容を明示した加盟登録票を作成し、副事務局長へ電子メールで送信し、又は郵送しなければならない。この場合において、副事務局長にあっては当該チームに対し、承認した旨の電子メールを送信し、当該チームが所属する各部事務局にあっては当該承認のあった旨の周知等を行うものとする。

第４条　各部のチーム編成

各部のチーム編成は、原則として、次に掲げるとおりとする。

(1) ２部制の場合　１部は12チームとし、２部は残りのチーム全てとする。

(2) ３部制以上の場合　１部及び２部は各８チームとし、３部以降はその年度ごとに代表者会議において決定する。

第５条　試合形式等

１　リーグ戦形式とする。

２　２部制の場合は、原則として、１回総当たりとする。

３　３部制の場合は、原則として、次のとおりとする。

(1) １部及び２部　前期及び後期の各１回総当たりとする。

(2) ３部以降　チーム数が８以下の場合は、前期及び後期の各１回総当たりとし、９以上の場合は、その年度ごとに代表者会議において決定する。

４　前２項の規定にかかわらず、リーグ戦の試合形式の詳細については、当該年度の開幕前の代表者会議にて決定することができる。

５　毎年度のリーグ戦の終了後、カップ戦を行う。ただし、開催の有無については、その年度ごとに代表者会議において決定することとし、当該カップ戦の要項は、別に定める。

６　競技規則については、当該年度の開幕戦の時点における最新のものを適用することとし、当該年度中のリーグ戦及びカップ戦においては、新たな競技規則を適用しない。

第６条　グラウンド

１　第１試合の両チームは手分けして、ゴールの設置及びライン引きその他の会場設営を行う。

２　最終試合の両チームは手分けして、グラウンドの整備、ゴールの移動その他の後片付けを行う。

３　持ち込んだゴミ（缶、ペットボトル、吸殻、テーピングなど）は持ち込んだチームが必ず持ち帰ることとするとともに、自らのチームが持ち込んだ以外のゴミを発見した場合であっても、率先して持ち帰るものとする。

４　グラウンド使用時の駐車及び運行については、各グラウンドの使用規則に準ずることとし、当該使用規則を守れなかった者及びその者が所属するチームに対しては、第13条第５項の規定に基づき制裁を与えることがある。

５　各グランドの駐車場内で事故などのトラブルを起こした場合は、自己責任において処理を行わなければならない。ただし、以後の中予リーグの運営に支障をきたすおそれのある重大な事案である場合は、事務局長へ至急連絡をし、指示を仰がなければならない。

６　使用後のグラウンドは、使用前と同様はもちろんであるが、より綺麗な状態にして返却をしなければならない。

７　前各項に掲げるもののほか、一般社団法人愛媛県サッカー協会（以下「県サッカー協会」という。）のホームページに掲載している「グランド使用上の注意」を遵守すること。

８　最終管理チームは、「グラウンド最終管理報告書」に必要事項を記載の上、当該試合の日から１週間以内に所属事務局へ電子メール送信を行う。この場合において、当該報告書に代えて、同等の内容を電子メールの本文へ記載して報告することができる。

第７条　試合等

１　試合の成立人数は、１チーム７名以上とする。

２　試合開始予定時間において７名以上いる場合は、試合を開始する。

３　試合開始予定時間に６名以下の場合で、当該時間から10分間待っても６名以下の場合は、試合が開始できないため没収試合とし、当該チームの不戦敗とする。この場合において、当該試合の結果は11対０とし、勝利チームの先発の予定であった選手に各１点を与える取扱いとする。

４　交代は、加盟登録票に記載のある先発の選手以外の全ての選手の中から、最大７名まで行うことができる。

５　試合日程が決定された以降は、チーム都合による日程変更は原則として認めない。ただし、決められた日程で試合の開催ができなくなったチーム（以下「延期希望チーム」という。）は、当該年間１回に限り、当該試合の対戦相手チーム及び審判担当チームの了解を得た上で、中予リーグが指定する期間内において延期することができる。この場合において、延期希望チームは責任を持って会場の確保、準備、連絡等を行い、当該延期に係る試合（以下「延期試合」という。）の開催に係る諸経費を負担しなければならない。

６　延期試合の申出は、少なくとも当該試合の１週間前までに、関係チーム及び事務局に対して行わなければならない。ただし、突発的な理由（災害対応、冠婚葬祭、勤務先の諸事情やその行事等のため５名以上の登録選手が参加するものに限る。）により日程の変更を余儀なくされた場合にあっては、その旨証明できるものを事務局長に提出し、これを事務局長が認めた場合に限り、第５項の延期として取り扱わないものとする。この場合において、当該チームにあっては、同項後段の規定を適用する。

７　第３項の没収試合の原因となったチーム又は前項の延期試合の申出を行ったチームは、２回目からは、規約第13条第１項第２号に該当するものとする。

８　試合開始の20分前までに、審判に当該試合の先発メンバーを記載した加盟登録票（以下「メンバー表」という。）及び選手証又は登録選手一覧（いずれも顔写真が表示され、又は貼付されているものに限る。ただし、やむを得ない場合に限り、当該年度の前年度の写真付きＩＤカード、免許証、写真付き各種証明書等を添付することで認める。）を、対戦相手チームに当該メンバー表を提出しなければならない。

９　メンバー表を提出した後にあっては、原則として背番号の変更は認めない。ただし、当該試合の開始前に限り、審判チームと相手チームの了解を得ることによって変更することができる。この場合において、当該変更をしたチームが責任を持って、審判及び対戦相手チームに提出したメンバー表を修正することとする。

第８条　選手の服装等

１　ユニフォームは、シャツ、ショーツ及びソックスとも、同じ色彩のものを全員が揃えなければならず、揃っていない選手は試合に出場できない。ただし、多少のデザイン等の違いは認める。

２　選手は、それぞれ常に正副２着（異なる色）のユニフォームを試合会場に持参しなければならない。ただし、当該試合においてどちらを着用するかは、当該試合の審判の指示に従うこと。

３　ユニフォームの黒色は、ショーツ又はソックスのいずれかでしか登録し、及び着用することができない。

４　ユニフォームを忘れた場合は、当該試合で着用することとなった色彩のシャツに、簡易背番号（元の背番号が隠れる大きさの白い布地にマジックで背番号を書いた物をいう。）を糸でしっかりと縫い付ければ、使用することができる。

５　フィールドプレーヤーがゴールキーパーとして出場する場合は、原則として、ゴールキーパーの登録ユニフォームを着用しなければならない。ただし、当該試合の審判が認めた場合には、当日のフィールドプレーヤーが着用しないユニフォーム（正副のいずれか使用しないもの）を当該ゴールキーパーが着用することができる。

６　試合中にゴールキーパーが負傷等により交代を余儀なくされた場合であって、当該試合のフィールドプレーヤー又は交代選手がゴールキーパーを務めることとなるときは、特例として、当該交代するゴールキーパーのユニフォームを代わりに当該フィールドプレーヤー又は交代選手が着用することができる。この場合において、審判は、審判報告書において、詳細を報告しなければならない。

７　タイツを着用する場合でショーツの裾と主な色彩が異なるタイツを着用しようとする

ときにあっては、チームで色彩を統一するとともに、その旨主審の了解を得た場合に限り、着用することができる。

８　遅くとも試合開始の５分前には、試合をする各チームの選手らから自発的に審判に出向き、メンバーチェックを受けるものとする。

第９条　審判

１　審判担当チームは、試合前に当該試合の両チームに対し、審判証を提示し、有資格者であることを示さなければならない。

２　審判は、必ず有資格者が担当するものとし、このうち主審は、３級以上の資格を有する者が担当しなければならない。ただし、当該年度で２回に限り、副審のうち少なくとも１名が３級の有資格者である場合は、４級の資格を有する者が主審を担当することができる。

３　審判は、必ず正規の審判服を着用するとともに、当該審判服にワッペン及びリスペクトワッペンを貼り付けなければならない。

４　主審は、試合終了後、試合結果報告書を作成し、当該試合をした直後の水曜日までに、当該試合したチームが所属する部の事務局に報告をしなければならない。

５　各年度のチーム所属の審判員の登録は、第３条第１項に規定するところにより行う。ただし、当該年度内において審判員を追加する場合は、この限りでない。

６　審判担当チームにおいて、当日になって審判員が不足することが判明した場合は、当該対戦チーム以外から審判員を確保して試合を実施することができる。ただし、審判員を確保できない場合は、当該試合を延期することとし、当該延期に係る試合は、当該審判担当チームが責任を持って会場の確保、準備、連絡等を行い、当該試合の開催に係る諸経費を負担しなければならない。

７　県サッカー協会が所管する試合に関し、審判の派遣の要請があった場合には、事務局長、副事務局長及び審判委員長の協議により、派遣の有無を決定した上で、担当するチームに対し、審判委員長が派遣の指示をするものとする。この場合において、当該指示を受けたチームは、これに従わなければならない。

第10条　試合時間等

１　試合時間は、次に掲げるとおりとし、当該試合時間内に勝敗が決しないときは、引分けとする。

(1)　２部制の場合　１部は80分、２部は70分とする。

(2)　３部制以上の場合　その年度ごとに、開幕前の代表者会議において決定する。

２　原則として、飲水タイムの設定はしない。ただし、暑熱下においては、審判の判断により、設定することができる。

３　アディショナルタイムは、原則として取らない。ただし、次に掲げる場合に限り、次に定める時間をアディショナルタイムとして取ることができる。

(1)　突発的な出来事により試合を停止した場合であって、主審がアディショナルタイムを取る必要があると判断をしたとき　当該試合を停止した時間

(2)　前項の飲水タイムを設定した場合　飲水のために費やした時間

４　前項に掲げる場合において、主審は、当該試合の再開時に、アディショナルタイムの目安を両チームのキャプテンに伝達しなければならない。

第11条　勝ち点

勝ち点は、勝ったチームには３点、負けたチームには０点を与え、引分けの場合は、両チームに１点を与える。

第12条　審判の判定に対する抗議

１　審判の判定に対する抗議は、一切認めない。

２　選手その他のチーム関係者が、著しく主審に抗議などを行った場合は、規律委員会の審議の対象となる。

３　第１項の規定にかかわらず、試合について審議を求めたい内容があれば、文書で各所属部の事務局へ申出をすることができる。この場合において、当該事務局は、その内容を確認し、必要に応じて関係チーム又は審判に確認をするものとする。

第13条　制裁

１　次に掲げる場合には、警告と罰金30,000円に処するものとする。

(1) 登録選手以外の選手を不正に出場させた場合

(2) 延期試合及び没収試合（事前に連絡があったものに限る。）の２回目の場合

(3) 審判担当チームの審判員不足により、延期試合が発生した場合

(4) 事前に連絡することなく開会式、閉会式その他会議及び式典に出席しなかった場合（10分以上遅刻したときを含む。）

２　前項第１号に掲げる場合には、当該チームの当該年度の試合を全て不戦敗とする取扱いとする。

３　次に掲げる場合には、１回目は警告と罰金30,000円に処するものとし、２回目以降の取扱いは規律委員会に諮って決定する。

(1) 事前に連絡することなく諸会議に欠席した場合

(2) 正当な理由（部員の多数がインフルエンザにかかった、災害対応が必要となった等）なく試合を放棄した場合

４　第６条第７項のグラウンド最終管理報告書による報告その他の報告が期日までにない場合は、所属事務局から速やかに報告するよう連絡をするものとする。この場合において、年間で当該連絡を３回受けたチームは、罰金10,000円に処する。

５　第１項、第３項及び前項に掲げるもののほか、中予リーグを運営するに当たって迷惑をかける行為があったチームに対しては、規律委員会において協議し、別途制裁を与えることがある。

６　第１項及び第３項から前項までに掲げるもののほか、たびたび警告を受けたチームについては、除名処分に処することがある。

７　退場処分を受けた選手の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 事務局長からの連絡があるまでは、出場を認めない。

(2) 単年度で２回の退場処分を受けた選手は、２回目以後の試合の出場を停止するとと

もに、次年度以降の取扱いについては、規律委員会において協議する。

８　警告処分を受けた選手の取扱いについては、次のとおりとする。

⑴　１試合で２回の警告を受けた選手は、退場処分とする。この場合における当該選手の取扱いは、前項第１号に準ずる。

⑵　１試合で１回ずつ警告を受け、累積で３回の警告となった選手は、次の１試合を出場停止とする。

第14条　規律委員会

１　規律委員会は、全ての事務局役員で構成する。

２　この規約及び申合せ事項に違反をした場合並びに重大な不正行為等があった場合は、規律委員会において審議し、その処分を決定する。ただし、除名処分に処する場合にあっては、代表者会議に諮って決定しなければならない。

３　前項の規定により規律委員会及び代表者会議で決定された処分の内容については、当該処分の対象となったチーム及び全ての加盟チームに対し、その内容を通知する。

第15条　追加登録

毎年度の選手登録後の追加登録については、次のとおりとする。

⑴　当該年度の10月末までに日本サッカー協会への登録の承認を受けた選手に限り、中予リーグへの追加登録を認める。

⑵　選手の追加登録をした場合は、Kick off において登録の承認がされたことを示す画面の写し及び新たな「中予リーグ加盟登録票」を副事務局長へ電子メールで送信し、又は郵送する。この場合においては、第３条第４項後段の規定を適用する。

⑶　追加登録選手は、水曜日までに副事務局長が前号の送信又は郵送を受理し、確認の上承認した選手に限り、次節からの出場を認める。

第16条　選手の移籍及び登録抹消

１　年度途中において移籍による選手の追加登録をし、又は登録選手を抹消した場合にあっては、前条第２号の規定を準用する。

２　２種（高校生）以下の選手は、年度途中の移籍による追加登録を認めない。

第17条　ホームページ及び電子メール

１　各種提出が必要な書類（一部の物は除く。）、報告又は伝達事項は、全て電子メールにて行うものとし、必要な事項については、県サッカー協会ホームページにおいても情報を掲載する。

２　電子メールでの各種提出書類については、決められた日時までに事務局担当者へ報告し、又は提出しなければならない。

３　各チームともに、確実に電子メールを受信することができる担当者を２名登録し、その２名は電子メール受信後に送信者に対して「受信確認」のメールを返信することを推奨する。電子メールの不達ということに関する抗議は、一切認めない。

４　電子メール受信者の変更又はアドレスの変更があった場合には、速やかに、所属する

部の事務局に連絡しなければならない。

第18条　附則

１　この規約に定めのない事項については、規律委員会で決定するとともに、当該決定した事項については、速やかに、加盟する全チームに通知をしなければならない。ただし、重要な事項については、代表者会議で決定をする。

２　この規約の改正は、代表者会議で行わなければならない。

３　事務局担当者には、当該年度の会計の状況に応じ、手当を支給する。

４　加盟チームが、諸大会（愛媛県サッカー選手権大会（天皇杯）、全国社会人サッカー選手権大会、全国クラブチームサッカー選手権大会その他これに準ずる大会）において県の代表になった場合は、中予リーグから金一封を贈呈する。

５　県サッカー協会主催及び所管の大会への運営協力の依頼があった場合には、事務局長、副事務局長及び審判委員長が協議し、１部に所属するチームから、運営員の派遣を決定する。

６　中予リーグから愛媛県サッカーリーグのチャレンジマッチ（以下「チャレンジマッチ」という。）への推薦基準については、次のとおりとする。

(1) 当該年度の全日程終了時において、１部で１位のチームを推薦する。

(2) 第13条第１項から第６項までに規定する制裁のいずれかを受けたチームは、推薦しない。

(3) 第14条の規律委員会の協議の対象となったチームは、推薦しない。

(4) リーグ戦の試合において、警告及び退場処分を受けた試合が過半数以上あるチームは、推薦しない。

(5) 過去３年間で、前項に規定する県サッカー協会主催及び所管の大会の試合で運営を経験していないチームは、推薦しない。

(6) 前各号の推薦基準を満たすかどうかについて疑義がある場合にあっては、事務局役員の協議により決定する。

７　前項第１号の推薦基準を満たすチームであっても、当該チームの事情によりチャレンジマッチへの推薦を辞退し、中予リーグへ残留することができる。この場合において、１部の勝ち点17点以上の上位チームから順に、その権利を譲渡できるものとする。

８　中予リーグの自動昇格及び自動降格並びに入替戦についての申合せ事項は、別に定める。

９　当該年度でリーグ戦に参加せず、前年度に所属していたチームの選手の半数未満が翌年度に他チームで登録しない場合は、休部として取り扱い、次年度以降中予リーグに復帰することができる。ただし、半数以上の選手が移籍した場合は、次年度以降は新規の加盟として取り扱うものとする。